

第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、平成 28 年度に策定した隠岐の島町総合保健福祉計画（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）が令和 7 年度をもって計画期間を終了することから、現計画の最終評価及び令和 8 年度を始期とする「第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画」を作成するための支援業務である。

本計画の策定に当たり、国県の政策動向をはじめ、社会情勢や本町の抱える課題、現行計画の進捗状況を踏まえるとともに、包含する個別計画それぞれのデータ収集や多様かつ高度な分析等が必要であり、効率的に策定作業を進める必要がある。本プロポーザルに参加する事業者から業務提案を募集し、豊富な経験と高い専門知識を有し、計画策定を効率的かつ効果的に支援できる事業者を選考するため必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザルの概要

- (1) 業務名称：第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務
- (2) 業務内容：別紙「第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務仕様書」に定めるとおりとする
- (3) 履行期間：契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。【単年度契約】
- (4) 提案上限額：契約の上限額は 6,400,000 円とする。（全て消費税及び地方消費税を含む。）

3 事務局

隠岐の島町 保健福祉課 地域福祉係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8561

E-mail : hokenfukushi@town.okinoshima.shimane.jp

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 島根県内に本社(本店)、支社(支店)または営業所を有する者であること。
- (3) 業務提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - ① 親会社と子会社の関係
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係
- (8) 過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日の間）に島根県内の市町村において、官公庁発注の保健・福祉に関する計画策定業務の委託完了実績を複数有するものであること。
- (9) 予定技術者（管理又は担当）が過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日の間）において、官公庁発注の保健・福祉に関する計画策定業務に従事した実績を有するものであること。

6 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となる場合があります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に5 参加資格の第2号の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

7 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、業務提案審査以降の日程については変更する場合がある。

項 目	日 程
募集開始	令和 7 年 6 月 2 日(月)
質問書の提出期限	参加表明書：令和 7 年 6 月 11 日(水)午後 4 時
	業務提案書：令和 7 年 6 月 18 日(水)午後 4 時
質問書に対する回答期限	参加表明書：令和 7 年 6 月 12 日(木)
	業務提案書：令和 7 年 6 月 20 日(金)
参加表明書受付期間	令和 7 年 6 月 2 日(月)～令和 7 年 6 月 16 日(月)午後 4 時
一次審査結果（業務提案書提出者）通知	令和 7 年 6 月 17 日(火)
業務提案書の提出期間	令和 7 年 6 月 17 日(火)～令和 7 年 6 月 27 日(金)午後 4 時
二次審査（プレゼンテーション及びビザリング）	令和 7 年 7 月上旬予定
審査結果通知	令和 7 年 7 月上旬予定

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

8 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードすること。

(URL：<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- (1) 公告文
- (2) 第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務プロポーザル実施要領
- (3) 第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務プロポーザル評価要領
- (4) 第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務プロポーザル参加表明書等作成要領
- (5) 第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務プロポーザル業務提案書等作成要領
- (6) 第 2 期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務仕様書
- (7) 各様式

9 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式第 2 号）により提出すること。

- (1) 提出期限
 - 【参加表明書等に関する質問】 令和7年6月11日(水) 午後4時(必着)
 - 【業務提案書に関する質問】 令和7年6月18日(水) 午後4時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出書式 質問書(様式第2号)
- (4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務プロポーザル質問書」とし、送信すること。
- (5) 回答期限
 - 【参加表明書等に関する質問】 令和7年6月12日(木)
 - 【業務提案書に関する質問】 令和7年6月20日(金)
- (6) 回答方法 電子メールにて回答する。

10 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月16日(月) 午後4時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合、配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類(各1部)
 - ① 参加表明書(様式第1号)
 - ② 会社概要書(様式第3号)
 - ③ 業務実績書(様式第4号)
 - ④ 予定技術者調書(管理・担当)(様式第5号)
 - ⑤ 業務実施体制調書(様式第6号)
 - ⑥ 管理責任者、担当者の雇用を証明するものの写し
 - ⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)
- (5) 作成方法
「第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務プロポーザル参加表明書等作成要領」を参照し、作成すること。

11 一次審査【資格審査・書類審査】

提出された参加申込書類について、参加の資格及び条件を満たした者について審査を行い、業務提案書提出者を選定する。

選定結果は、令和7年6月17日(火)に、参加表明者全員に対し、電子メールにより通知する。

1 2 業務提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月27日(金) 午後4時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)とし併せて電子データを一式提出すること。
- (4) 提出書類

① 業務提案提出書(様式第7号) 1部提出

② 業務提案書

業務仕様書を踏まえ、本業務に対する提案者の考え方、業務実施項目の実施方法等を求めるものであり、提案趣旨については、簡潔明瞭に示すものとする。

なお、業務仕様書は業務の流れ、本町が業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではない。

ア. 業務提案書は以下の内容について評価する。

(ア) 業務実施方針

- ・計画を策定する目的を理解し、実施方針は適切か
- ・各業務の実施体制、スケジュールは適切か

(イ) 本町の現状を考慮した具体的提案

- ・本町の現状を考慮した課題解決に向けた検討及び計画策定の手法が具体的に示されているか
- ・業務内容を十分理解し、実施手順、業務量の把握は適切か

(ウ) その他技術提案

- ・本件の仕様以外の技術提案がなされているか

イ. 業務提案書は、原則A4縦片面印刷とし、文字サイズは10.5ポイント以上、枚数は表紙・目次を除き10ページ以内とする。ただし、A4にて記載することが困難な場合はA3にて作成し、A4の大きさに折って綴じること。なお、A3の1枚分はA4の2ページ分とみなす。

ウ. 提出部数は、6部(5部「企業名無し」、1部「企業名有り」)

③ 参考見積書

ア. 提出部数は、6部(5部「企業名無し」、1部「企業名有り」)

イ. 様式は自由。ただし、積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

ウ. あて先は隠岐の島町長とすること。

1 3 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

業務提案書提出後、参加者から業務提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は、採点は行わない。

(1) 開催日 令和7年7月上旬予定

(2) 場 所 隠岐の島町役場

(3) 時間構成 発表時間 30 分程度

(プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分以内)

(4) 留意事項

ア. プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は3名以内（パソコン操作員含む）とする。

イ. プレゼン等は公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。

ウ. パワーポイント等の画像の投影については、その内容が業務提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

1 4 審 査

(1) 審査委員会

参加表明書等及び業務提案書の審査、評価及び最も優れた業務提案書の特定は、「第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び業務提案書提出者が1名の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

◎委員名簿

	役 職
委員長	隠岐の島町 総務課長
委 員	隠岐の島町社会福祉協議会 事務局長
委 員	隠岐保健所 総務保健部長
委 員	隠岐の島町 保健福祉課長
委 員	隠岐の島町 保健福祉課長(住民福祉担当課長)

(2) 一次審査（資格審査・書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に業務提案書の提出を求める。

- (3) 二次審査（業務提案書審査、プレゼン等）
提出された業務提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。
- (4) 審査結果の通知
全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。
- (5) 審査項目と配点
審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評 価 項 目		配 点
提案者評価	業務実績	25 点
	業務実施体制	
提案内容評価	業務実施方針	50 点
	本町の現状を考慮した具体的提案	
	その他技術提案	
プレゼンテーション及び ヒアリング		15 点
参考見積書		10 点
合 計		100 点

1 5 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

1 6 業務委託契約の締結

- (1) 町は、最優秀者に対し、第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務の契約に係る優先交渉権を付与する。最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。
- (2) 契約については、契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結することとする。

1 7 その他事項

- (1) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。
- (2) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (3) 参加表明書及び業務提案書に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。

- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (6) 特定された業務提案書の提案内容は実際の設計にそのまま採用されるものではない。